明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務七一）　一
○地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令（同七二）　一〇三
○地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令（同七三）

省令

○総務省令第七十一号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月二十四日

総務大臣　川端　達夫

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第八号中「昭和五十年度」を「昭和五十六年度」に改める。

第五条第一項の表第二号2中「平成十七年二月一日（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）」を「平成二十二年二月一日現在」に改め、同表第四号及び第五号中「又は指定都市」を「若しくは指定都市」に、「道路法第十七条第二項」を「道路法第十七条第二項若しくは第三項」に改め、同表第七号1中「港湾における係留施設の延長は、」を削り、「合計数とする」を「合計数」に、「重要港湾」を「国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同表第八号1中「港湾における外郭施設の延長は、」を削り、「合計数とする」を「合計数」に、「重要港湾」を「国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同表第九号1中「漁港における係留施設の延長は、」を削り、「以下この表及び附則第二十一条第一項第一号の表において「漁港台帳」という。」を「以下この表及び附則第二十一条第一項第一号の表において「漁港台帳」という。）」に、「合計数とする」を「合計数」に、「重要港湾」を「国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同号3中「以下この表中九及び十並びに附則第二十一条第一項第一号の表中三及び四において」を「以下この表中九及び十並びに附則第二十一条第一項第一号の表中三及び四において」に改め、同表第十号1中「漁港における外郭施設の延長は、」を削り、「合計数とする」を「合計数」に、「重要港湾」を「国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同号4中「漁港管理者、地方団体が組織する組合若しくは港務局の構成団体又は漁港における経費の負担割合（以下この表中十において「漁港の管理状況」と総称する。）」を「漁港の管理状況」に改め、同表第二十五号を次のように改める。

二十五	高等専門学校及び大学の学生の数	1　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該道府県立の高等専門学校（当該道府県が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である同法第六十八条第一項の公立大学法人（以下この号において「公立大学法人」という。）の設置する高等専門学校を含む。）及び短期大学（公立大学法人の設置する短期大学を含む。）の学科及び専攻科並びに大学（公立大学法人の設置する大学を含む。）の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数 2　公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である地方独立行政法人法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在学する学生の数は、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とする。

第五条第一項の表第三十号及び第三十一号中「平成十七年十月一日」を「平成二十二年十月一日」に改め、同表第三十六号中「平成十七年十月一日」を「平成二十二年十月一日」に、「B林業」を「A農業、林業のうち林業」に、「C漁業」を「B漁業」に改め、同表第三十八号中「平成十七年十月一日現在」を「平成二十二年十月一日現在」に改め、同表第四十号中「第三十七条」を「第四十六条」に、「昭和五十五年度」を「昭和五十六年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「一般公共事業」を「公共事業等」に、「地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の九に規定する繰上償還に係る地方債については当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元利償還金に相当する額」を「繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については当該繰上償還